

神根運動場周辺整備支援業務委託 質問書に対する回答

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	募集要項p. 1 1 目的	「神根運動場周辺整備基本構想」の資料をご提供頂けないでしょうか。	参加申込をいただいた後、参加資格の確認ができた方へお渡しさせていただきます。
2	募集要項p. 2 5 参加資格 (1) 単独企業に関する要件 ケ ①	「6ヘクタール以上の都市公園に関する基本計画、基本設計等の同様・類似業務」及び、「延床5,000平方メートル以上のスポーツ施設に関する設計業務」は、同一業務と判断してよいでしょうか。	同一ではなく、別々の業務であっても構いませんが、両方の受託実績を有することが条件でございます。
3	募集要項p. 3 7 参加申込手続 (2) オ 提案書	「提案内容は、様式4の記載事項について10ページ程度」とあるが、A3はA4×2ページ分に該当すると判断してよいでしょうか。	様式4の記載事項について、A3であっても1ページとして、10ページ程度を目安に適宜ご提案ください。
4	仕様書p. 1～2 4 (2) 基本計画策定業務	現状、神根西公民館で実施中のイベント及び神根西公民館社会教育関係団体の利用は継続される予定でしょうか。	市施設には、神根西公民館も含んでおり、整備後もイベントや各団体の利用は継続いたします。
5	仕様書p. 2 4 (2) コ 事業概要の住民説明会における資料作成等の支援	住民説明会の回数は、1回という想定でよいでしょうか。	状況に応じて複数回の開催が考えられます。必要な場合に、適宜支援いただきたいと思います。
6	仕様書p. 2 4 (3) ア 住民説明会	住民説明会の回数は、1回という想定でよいでしょうか。	都市計画決定に係る住民説明会として1回を想定していますが、必要な場合に、適宜支援いただきたいと思います。

神根運動場周辺整備支援業務委託 質問書に対する回答

No.	該当箇所	質問事項	回答
7	仕様書p. 2 4 (3) イ 埼玉県との協議	埼玉県との協議は、何回を想定されているかご教示ください。	都市計画決定に係る協議として、1～2回を想定していますが、必要な場合に、適宜支援いただきたいと考えています。
8	仕様書p. 2 4 (3) ウ	関係機関との協議は、協議対象機関と協議回数のご教示ください。	都市計画決定に係る協議として、1回を想定していますが、必要な場合に、適宜支援いただきたいと考えています。
9	仕様書p. 2 4 (4) イ 県との相互利用協定に関すること	協定書の作成の支援、とありますが、貴市が埼玉県で締結する協定書を作成するにあたり助言等を行う、という理解でよろしいでしょうか（協定書案の作成については法律事務に該当し、弁護士法の規定による弁護士の独占業務となるため）。また、仕様書p. 2 4 (3) ウ 関係機関との協議において、この協定書の締結手続きに関する協議は予定されていますでしょうか。	協定書の作成の支援につきましては、お見込みのとおりです。 仕様書p. 2 4 (3) ウ 関係機関との協議につきましては、都市計画決定に係るもので、仕様書p. 2 4 (4) イ 県との相互利用協定に関することとしての協議は予定していません。